

中小サービス業の"時短"科学的実現法(第14回)

「忙しくないときは、早く帰れる」制度

2024.01.09



前回から人員配置の無駄をなくすアプローチとして、「稼働対応労働時間制」について解説しています。まずは、なぜこうし た制度が求められるのかについて説明しました。今回は、制度の仕組みを紹介します。

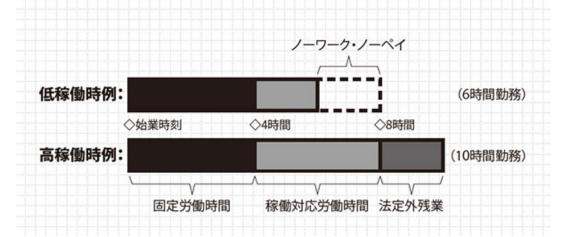
稼働対応制では、就業規則で各所定労働日の労働時間として「1カ月間を通じて1日平均8時間」と規定し、これを、1日に 最低働かなければならない「固定労働時間」と、稼働状況によって指示される「稼働対応労働時間」に2分割します。仮に固 定労働時間を4時間とした場合、稼働対応労働時間は1日平均4時間となります。

賃金は1日8時間労働の月給制を採用しますが、月によって労働時間数が異なるため、月給の算定に必要な所定労働時間 は年間で規定するとします。ただ、サービス業は日や季節をまたいで稼働状況が変動するので、労働時間も日や月で変動 します。結果として実労働時間の所定労働日当たりの平均が8時間に満たない月があったとしても、制度設計の趣旨から月 給を減額せず満額を支給することとなります。

図1:稼働対応労働時間制の仕組み

1/2

- ■一日の労働時間を
 - ①変形させない固定的な「固定労働時間」
 - ②稼働状況で日々変動する「稼働対応労働時間」に二分割する。
- ■現場の稼働に対応した勤務方法を確立し、現場が低稼働時には固定労働時間を最低労働時間とし、高稼働時には必要に合わせ法定外労働も行う。
- ■一日8時間・週40時間を超えた労働時間、休日労働の場合には、その 部分を法定外労働として割増賃金を支払う。
- ■所定労働日当たりの平均労働時間が8時間に満たないときも、月給の 満額支給を保証する。



一見分かりにくいのですが、簡単に言えば、従業員は1日4時間労働、その上に1カ月を通じて平均4時間の「みなし」残業が各所定労働日に命令されているというわけです。つまり、その日の稼働状況で、1日の労働時間を8時間から短縮したり延長したりするのと同じです。

稼働対応制のメリット、デメリット… 続きを読む